平成 28 年 5 月 10 日

介護支援専門員各位

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長　　鷲 見　よしみ
［公 印 省 略］

「居宅介護支援費利用者負担導入等についての調査ご協力のお願い」

日頃、協会運営に関し、ご理解、ご協力を賜りましてありがとうございます。

さて、平成 30 年介護保険制度改正に向けた議論が社会保障審議会において始まっているところですが、主な検討の柱として「地域包括ケアシステムの推進」、「介護保険制度の持続可能性の確保」が上げられており、「ケアマネジメントのあり方」や「軽度者への支援のあり方」等の検討が進められています。当協会としましては、居宅介護支援費の利用者負担導入には反対の立場です。

つきましては、ご多忙のところ大変に恐縮ではございますが、介護保険制度の適切な運営に資する調査ですので、何卒ご理解賜り、介護支援専門員のみなさまを通じて、利用者のお考えを伺っていただき、最後に介護支援専門員のみなさまのご意見も頂戴できればと存じます。

下記の調査方法をご確認いただき、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本調査は当協会が任意に実施するものであり、お答えいただきました回答内容につきましては、統計的に処理させていただき、個々の利用者やご家族、介護支援専門員、または事業所が特定される状態での外部公表は致しません。

記

1. 調査目的
   - 居宅介護支援費の利用者負担導入等が実施された場合、どのような変化が　起こるのかを調査する。
2. 調査方法
   - 担当している居宅介護支援の利用者（但し、生活保護受給者は除きます）で介護支援専門員１名につき１名の調査をお願いいたします。
     ※多い分には構いませんが、居宅介護支援業務に支障がなきようお願いいたします。
   - 利用者またはご家族に別紙質問票に基づき、直接質問していただき、担当介護支援専門員が聴取してください。
   - 調査に関しましては、利用者の立場のご意見を中立公平に反映されますようお願いいたします。
   - 以下のいずれかの方法でご回答をお願いいたします。
     ①日本介護支援専門員協会会員専用サイトから WEB 回答
     会員専用サイトの「会員の皆様へ」→「アンケート」から WEB にてご回答ください。
     ②FAX もしくはメール送信による回答
     聞き取り票にご記入・ご入力いただきメールもしくは FAX にてご返送ください。
     (FAX：03-3518-0778　メール：jigyouka@jcma.or.jp)
3. 回答期限
   - 平成 28 年 5 月 31 日（火）まで

以上

一般社団法人　日本介護支援専門員協会
事業課　木村能子、坂本壮司、市川澄人
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町 1-11　金子ビル 2 階
TEL：03-3518-0777　FAX：03-3518-0778
E-mail：jigyouka@jcma.or.jp

一般社団法人日本介護支援専門員協会
FAX：03-3518-0778　メール：jcma@jcma.or.jp

一般社団法人日本介護支援専門員協会
「居宅介護支援費利用者負担導入等についてのアンケート調査（利用者・家族）」
聞き取り票（1/2）

※以下の設問について、選択式は〇をつけ、記述式は記載をお願いします。

●お聞き取りいただいた方について

問 0.　日本介護支援専門員協会入会状況：会員・非会員

●ご回答者・ご利用者の属性について

問 1-1.　回答者：本人・家族

問 1-2.　性　別：男性・女性

問 1-3.　年　齢：20 歳代・30 歳代・40 歳代・50 歳代・60 歳代・70 歳代・80 歳以上

問 1-4.　利用者介護度：要支援１・２　要介護１・２・３・４・５

問 1-5.　３月の区分支給限度基準内利用単位数：＿＿＿＿＿＿＿＿＿単位

問 1-6.　介護保険サービス利用開始時期：平成＿＿＿年＿＿＿月から

問 1-7.　自己負担割合：１割・２割

問２．国が進めている「地域包括ケアシステム」という言葉を知っていますか？

１．知らない（聞いたことがない）　２．知っている（言葉だけ）　３．知っている（制度の内容が簡単に分かる）　４．知っている（制度の内容がよく分かっている）

問３．現在、平成 30 年からの介護保険制度の見直しを以下の４点について検討、進められています。下記の質問にお答えください。

①利用者負担の在り方について検討する（被保険者の負担を一律２割に引き上げる）

②軽度者（要介護 2 以下）に対する訪問介護の生活援助サービスの在り方について検討する（介護保険対象外とし自費負担とする）

③軽度者（要介護 2 以下）に対する福祉用具や住宅改修の在り方について検討する（介護保険対象外とし自費負担とする）

④ケアマネジャー業務への負担は現在 10 割で自己負担なしだが、他のサービスと同様自己負担を求める

（経済諮問会議（経済財政再生計画工程表）平成 27 年 12 月 24 日の内容を抜粋）

問３－1.　サービスの利用者負担が２割になることについて

１．賛成　　２．やむを得ない　　３．反対　　４．どちらでもない

問３－２．サービスの利用者負担が２割になった場合について

１．自ら支払ってサービスを継続する　　２．負担が増えるので利用サービスを減らす

３．家族等の支援を受けてサービスを継続する　４．施設に入所することを検討する

５．どちらともいえない

「居宅介護支援費利用者負担導入等についてのアンケート調査（利用者・家族）」
聞き取り票（2/2）

問４－１．要介護１又は２の方が訪問介護の生活支援サービスが自費になることについて
１．賛成　　２．やむを得ない　３．反対　４．どちらでもない

問４－２．要介護１又は２の方が、訪問介護の生活支援サービス（調理、買物、掃除、選択など）が自費になった場合について
１．現在訪問介護を使っていないので支障は無い　２．家族など身近な人に頼んでしてもらう　３．自らが行う　４．専門業者に頼んでしてもらう　５．サービス利用をしなくなり、生活が不便になる　６．どちらともいえない

問５－１．要支援～要介護２の方で福祉用具（歩行補助具や歩行器など）や住宅改修が自費負担となることについて
１．賛成　　２．やむを得ない　３．反対　４．どちらでもない

問５－２．要支援～要介護２の方で福祉用具や住宅改修が自費負担となった場合について
１．現在そのサービスを利用していないので支障が無い　２．自費で購入（支払う）する
３．サービス利用を利用しなくなり、生活が不便になる　４．どちらともいえない

問６－１．　ケアマネジャーの業務に対する利用者負担が導入されることについて
１．賛成　　２．やむを得ない　３．反対　４．どちらでもない

問６－２．　ケアマネジャーの業務に対する利用者負担が導入された場合について
１．支払いをして今まで通りケアマネジャーからの支援を受ける　　２．役所や家族に相談して自分でケアプランを作る　　３．介護保険サービスを利用するのを止める
４．どちらともいえない

問６－３．　セルフプラン（ケアプランの自己作成）を選択された方に伺います。
現在利用しているサービスに変化について
１．今のままのサービスを利用すると思う　２．いまよりも多くのサービスを利用すると思う　３．今よりもサービスを減らすと思う　４．どちらともいえない

問６－４．自己負担が導入された場合、介護支援専門員に対する接し方について
１．変わらないと思う　２．もっといろいろなことを相談やお願いをすると思う
３．どちらともいえない

※　介護支援専門員の方は、必要に応じケアプランの自己作成が制度上可能であることを説明してください。セルフプランの手続き詳細につきましては別紙を参照してください。

調査は以上です。ご協力ありがとうございました。
FAX もしくはメールでご返送をお願いします。

一般社団法人日本介護支援専門員協会
FAX：03-3518-0778　メール：jcma@jcma.or.jp

セルフケアプランとは

要介護認定を受けた方は、居宅介護支援事業所とどのようなサービスが必要か相談し、介護支援専門員（以下ケアマネジャー）に居宅介護（介護予防）サービス計画（以下ケアプラン）を作ってもらいますが、ケアプランの作成には利用者負担はありません。

また、利用者自身やご家族が居宅介護（介護予防）サービス計画を作成すること（セルフケアプラン）もできます。

＜利用者自身やご家族でケアプランを作成する（セルフケアプラン）場合の流れ＞

〇サービス事業者や関係機関との調整とケアプランの作成・提出

利用者自身やご家族により、サービス事業者や関係機関などを招集しサービス担当者会議を主催するとともに、必要に応じて関係者間で連絡調整し、効率的なケアプランを作成します。また、サービス利用表（計画と実績）などを毎月、お住まいの市の介護保険担当課に提出するほか、更新認定時にはケアプランを見直して作成・提出することも必要です。

〇要介護度別に設定されている利用限度額

居宅サービスの利用には、要介護度により利用限度額が設定されています。その利用限度の範囲内であれば、利用したサービス費用の 1 割（一定以上の所得者は平成 27 年 8 月から 2 割）が自己負担で、残りは保険から給付されます。また、限度額を超えたサービス利用分の費用は全額自己負担となります。

〇セルフケアプランでのサービス利用の手順

・市介護保険担当課にケアプランの自己作成を予定している旨を相談します。
・居宅介護支援事業所と契約をしていた場合は、事前にその事業所との契約を解除します。
・必要なサービス事業者の情報を調べます。
・ケアプランの原案を作成し、区分支給限度額を確認の上、サービス利用単位を確認し、利用者負担額の計算を行っておきます。
・サービス担当者会議による検討・調整（専門的意見の聴取等）を行い、ケアプランを作成し、サービス事業所の担当者に交付します。また、サービス利用票とその別表、サービス提供表とその別表も作成します。
・サービスを利用する月の前月 25 日までに、サービス利用票とその別表、サービス提供票とその別表、居宅介護サービス計画（第 1～4 表）を市の介護保険担当課に提出します。
・ケアプランを提出後、サービス利用票とその別表は利用者側で保管し、サービス提供票とその別表はサービス利用開始前に各サービス提供事業所に送付します。
・サービスの利用が開始しますが、利用期間中はサービス提供事業所との連絡調整を行います。
・月末でサービス期間が終了し、翌月の 5 日までにサービス利用実績を記入したサービス利用票とその別表を市介護保険担当課に提出します。
ただし、月途中で、サービス事業所やサービス内容の変更により利用者負担が変わる場合などは、サービス利用票とその別表を変更し、変更後の利用票及びその別表を市に提出します。